

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次>

今回申請された変更

1 報告者の選定方法の変更

2 頁

- ・世帯数について、約 54 万世帯を約 58 万世帯に変更

2 調査事項の変更

5 頁

- (1) 「国籍」の追加
- (2) 「副業として雇われている事業所の数」の追加
- (3) 「雇用契約の更新の有無・回数」の削除

3 調査票様式の変更

10 頁

- ・単票形式から冊子型調査票（A3 判二つ折り 2 枚重ね）への変更

4 集計事項の変更

12 頁

- ・調査事項の変更や利活用状況等を踏まえ、集計事項を見直し

過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

13 頁

- (1) フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施
- (2) 郵送提出の導入による影響の検証

今回申請された変更

1 報告者の選定方法の変更

(変更内容)

世帯数について、約 54 万世帯を約 58 万世帯に変更（15 歳以上の世帯人員約 108 万人は維持）

(審査状況)

ア 就業構造基本調査（以下「本調査」という。）は、国勢調査調査区を第 1 次抽出単位、住戸を第 2 次抽出単位とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化 2 段抽出法により、報告者を選定している。前回調査（令和 4 年調査）は、約 3 万 4,000 調査区から抽出した約 54 万世帯・世帯員約 108 万人を対象として実施された。

本件申請では、報告者数について、従前と同様のサンプルサイズ（約 108 万人）を確保する観点から、図表 1 のとおり報告者の選定方法等を変更することを計画している。

図表 1 本調査の報告者数等の概要

区分	今回の調査 (令和 9 年)	前回調査 (令和 4 年)	前々回調査 (平成 29 年)
報告者数	約 108 万人	約 108 万人	約 108 万人
標本調査区数	約 3 万 2,000 調査区	約 3 万 4,000 調査区	約 3 万 3,000 調査区
各標本調査区 からの抽出数	17 (単位：世帯) (一部の標本調査区につい ては、全世帯を調査)	15 (単位：住戸)	15 (単位：住戸)
調査世帯数	約 58 万世帯	約 54 万世帯	約 52 万世帯
報告者の選定 方法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
抽出方法※	世帯抽出	住戸抽出	住戸抽出

※ 前回調査までは空き家を含む「住戸」を抽出し再訪問を行っていたが、今回の調査では空き家を除く「世帯」の一覧から調査対象世帯を抽出する。

イ このうち、各標本調査区からの抽出単位をこれまでの「住戸」から「世帯」に変更する理由について、総務省統計局は、これまでは抽出から実査までの間に空き家へ新たな住民が入居する可能性を考慮し、空き家を含む「住戸」を抽出単位としていた。しかし、実際には抽出から実査までの間に、空き家へ新たな住民が入居することは限定的であることから、調査事務の効率化を図るため、空き家を含まない「世帯」を抽出単位としたとしている。

さらに、1 調査区当たりの抽出数について、これまでの 15 住戸から 17 世帯に変更する理由について、総務省統計局は、1 世帯当たりの 15 歳以上の平均世帯員数が減少傾向

にあること^(注1)を考慮し、前回調査と同規模の報告者数を確保するためであるとしている。

なお、報告者数の確保に当たっては、標本調査区数を増加させる方法も考えられる。これについて総務省統計局は、地方公共団体等の事務負担が増加することを考慮し、各標本調査区からの抽出数を増加させることで対応したいとしている。

(注1) 令和2年国勢調査：1.99人、令和7年国勢調査：1.91人。

ウ さらに、本件申請においては、一部の標本調査区において当該調査区に含まれる全世帯を調査対象として選定することとしている。この理由として総務省統計局は、近年、国内の外国人労働者数が増加しており、その就業状況等の実態をよりの確に把握する必要があるところ、外国人世帯が一定数以上存在する標本調査区については、外国人世帯を含む全世帯を調査対象とすることで、確実に外国人を調査対象に含めることができるようにするためとしている。

なお、総務省統計局において、外国人の有効回答割合が人口ベースの外国人割合と同程度となる水準を確保できるよう、令和2年国勢調査の基礎データを基に対象となる調査区の要件についてシミュレーションを行った結果、標本調査区のうち外国人世帯が「10以上」含まれる調査区について全世帯調査を行うことで、一定の水準の外国人を調査対象として確保することが可能との結果が得られているとしている。

このため、現段階においては、標本調査区のうち外国人世帯が10以上含まれる調査区において、全世帯を対象に調査を行うことを計画している。なお、今後、令和7年国勢調査の基礎データを用いたシミュレーションを行う予定であり、その結果によっては、全世帯調査の対象となる調査区の基準については変更される可能性があるとしている。

エ 以上のとおり、今回の変更は、1世帯当たりの15歳以上世帯員数の減少傾向や外国人労働者数の増加等を踏まえ、前回調査と同程度の報告者数を確保しつつ、調査事務の効率化及び外国人に関する集計結果の精度確保を図るため、標本設計全体を見直すものである。

これらの見直しは、調査の目的を達成するために講じられる措置であり、その必要性及び合理性が認められることから、おおむね適当である。

ただし、外国人世帯を確実に把握するための標本設計の考え方及びその効果並びに標本設計変更後における結果精度への影響について確認する必要がある。

(論点)

(a) 各標本調査区からの調査対象世帯の抽出数の設定に当たっては、どのような試算を行い、結果的に今回の変更案の内容に整理されたのか。仮に、前回調査と同様の方法で調査を行った場合、報告者数や結果精度にどのような影響が生じると見込んでいるのか。

(b) 抽出単位を「住戸」から「世帯」に改める必要性・変更前後の違い・メリットは何か。調査手順の変更も含めて、説明いただきたい。

(c) 国籍別の集計結果の公表に当たり、結果精度の確保に必要なサンプルサイズはどの程度と想定しているのか。今回の標本設計の見直しにより、必要なサンプルサイズの確保は可能か。シミュレーションの具体的な結果はどのようになっているか。また、外国人世帯割合が高い調査区を重点的に調査対象とすることにより、特定の国籍に結果が偏るようなことはないか。

(d) 外国人世帯の回答を確保するため、多言語対応や調査員支援等についてどのような取組を行うこととしているのか。また、外国人世帯からの回答を確保するため、具体的にどのような措置を図ることとしているのか。

2 調査事項の変更

(変更内容)

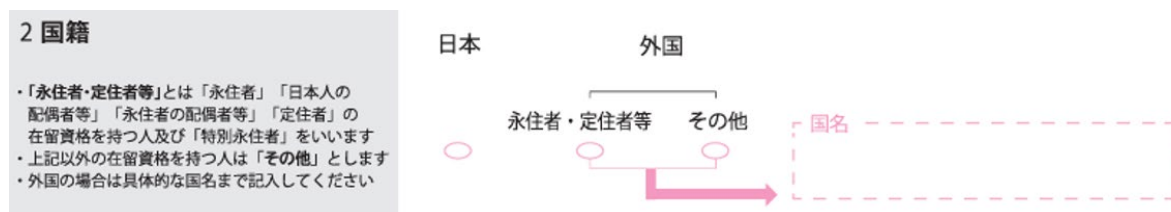
(1)「国籍」の追加

(審査状況)

ア 近年、人手不足を背景に、国内における外国人労働者数が増加している。このため、本件申請では、報告者全員が回答する調査事項として「国籍」を追加することを計画している。

具体的には図表2のとおり、まず、国籍を「日本」か「外国」から選択し、「外国」を選択した場合、基本的に就労制限のない「永住者・定住者等」か、それ以外の「その他」を選択した上で、国名を回答することとしている。

図表2 調査票に追加する設問（国籍）



イ 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）においては、「外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等」として、外国人へのきめ細かな支援を実施するため、政府統計等に基づく外国人の生活実態の把握が必要である一方、「国籍」や「在留資格」等を把握する政府統計は限られており^(注2)、その実態を十分に把握することが困難な状況にあるとの問題点が指摘されている。

(注2) 外国人の就労状況を把握する調査については、令和5年度から厚生労働省により、「外国人雇用実態調査」（一般統計調査）が実施されており、「国籍」や「在留資格」なども調査項目に含まれる。しかし、外国人雇用実態調査は、事業所及び事業所で雇用されている外国人労働者を対象に、就労状況を把握しようとする調査であり、それに対して、本調査は、世帯・個人を対象に、就業の状態だけでなく不就業の状態も把握するなど、就労に関するより全般的な調査事項を設けるものであるなど、目的を異にするものである。

	本調査	外国人雇用実態調査
調査対象	全国の世帯及び15歳以上の世帯員	外国人労働者を1人以上雇用している全国の雇用保険適用事業所及び当該事業所の外国人常用労働者
報告者数	約58万世帯、約108万人	事業所：約9,000事業所 労働者：約43,500人
調査事項	【全員】性別、国籍、就学状況、ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無・種類、等 【有業者】従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、勤め先の事業や仕事	【事業所調査】事業所の属性情報、雇用する労働者の属性情報、現在の雇用状況 【労働者調査】外国人特有の属性情報（国籍、在留資格等）、入職経路、転職・副業等の状況

	本調査	外国人雇用実態調査
	の内容、就業日数・時間、収入、等 【無業者】就業希望の有無、求職活動状況、等	
調査周期	5年	毎年（1年）
公表時期	調査実施年の翌年7月末日まで	調査実施年の翌年8月末日まで

ウ こうした中、今回の変更は、外国人の就業・不就業の実態をより詳細に把握するという行政上のニーズに対応するものであり、おおむね適当である。

一方で、今回の調査によって得られた結果を、どのような形で結果表章を行うのか、また、得られた結果をどのように活用することが想定されているのか等について確認する必要がある。

（論点）

- （a）今回、国籍について個別に回答を求めることとしているが、結果表章においては、どの程度の粒度で国籍別の結果を公表することを予定しているか。
- （b）今回、国籍を把握することで得られる結果としてどのようなものがあり、想定されている具体的な利活用はどのようなものか。
- （c）複数の国籍を有する者の場合、どのように回答することを想定しているか。

(変更内容)

(2)「副業として雇われている事業所の数」の追加

(審査状況)

ア 本調査では、従来から副業の有無や副業の就業形態等を把握しており、その結果は国民経済計算における雇用者数の推計にも利用されている。具体的には、国民経済計算の雇用者報酬は、「雇用者数×1人当たり賃金」により推計されるが、このうち、雇用者数については、国勢調査の結果等を基に労働力調査を用いて延長推計し、副業分については本調査の結果を用いて加算することとしている。

イ 雇用者報酬については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)^(注3)において推計方法の改善が求められている。また、第40回統計委員会国民経済計算体系的整備部会(令和7年4月10日開催)においても、分配面のGDP推計の一環として、雇用者数の推計における副業の把握の精緻化について議論が行われているところである。

これらを踏まえ、本件申請では、国民経済計算における雇用者報酬の推計精度向上に資する観点から、調査事項として「副業として雇われている事業所の数」を追加することを計画している。

(注3)「公的統計の整備に関する基本的な計画」

別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算の精度向上・充実(2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組：二つの柱

No3 営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。

ウ 具体的には図表3のとおり、副業をしている者のうち、役員や自営業等を除く雇用者であって、1か月以上継続して雇われている場合に限り、雇われている事業所数の回答を求めることとしている。

これは、国民経済計算における雇用者数の推計においては、雇用者の副業先の数を把握できればよいことによるものである。なお、「副業として雇われている事業所の数」においては、「副業として期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている事業所数」の回答を求めることとしている。この理由は、推計に用いる一人当たり賃金が毎月勤労統計調査の平均賃金を用いていること、その算出対象が「期間を定めず雇われている者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている者」であることから、これと対象範囲を整合させるためであるとしている。

図表 3 調査票に追加する設問（副業として雇われている事業所の数）

A14 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事（副業）もしていますか ・ふだんおもな仕事以外の仕事もしている場合は、勤めか自営かを問わず「している」とします	している ☐	していない ☐ (A19へ)				
A14の2 副業として雇われている事業所の数 ・副業が自営業の場合や1か月未満の期間を定めて雇われている場合は「なし」とします	副業として期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている事業所数 <table border="1"> <tr> <td>なし ☐</td> <td>1つ ☐</td> <td>2つ ☐</td> <td>3つ以上 ☐</td> </tr> </table>		なし ☐	1つ ☐	2つ ☐	3つ以上 ☐
なし ☐	1つ ☐	2つ ☐	3つ以上 ☐			

エ これについては、国民経済計算における雇用者報酬の推計に活用される基礎資料を拡充するものであり、その精度向上に資することが期待されることから、おおむね適当である。

一方で、把握した事業所数を国民経済計算においてどのように具体的に活用することを想定しているのか、また、回答者が当該事項を適切に回答できる設問となっているのかについて確認する必要がある。

（論点）

- (a) 把握した「副業として雇われている事業所の数」は、国民経済計算においてどのように活用することを想定しているのか。
- (b) 回答者が「副業として雇われている事業所の数」を適切に回答できるよう、どのような工夫や検証を行ったのか。

(変更内容)

(3)「雇用契約の更新の有無・回数」の削除

(審査状況)

ア 本調査では、第Ⅰ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「第Ⅰ期基本計画」という。)(注4)において、有期雇用契約の実態把握について改善するよう指摘されたことを踏まえ、平成24年調査以降、「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」に加えて、「雇用契約の更新の有無・回数」についても把握しているところである。

(注4)「第Ⅰ期基本計画」

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

第2 3(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。(後略)

イ 本件申請では、このうち「雇用契約の更新の有無・回数」を削除することを計画している(図表4参照)。

この理由について、総務省統計局は、当該調査事項に係る結果表のアクセス件数が少なく、結果の利活用状況が限定的であるためとしている。

なお、第Ⅰ期基本計画において指摘されていた有期雇用契約の実態把握に関しては、本調査において「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」として引き続き調査することから、その実態を把握することは可能としている。

図表4 調査票から削除する設問(雇用契約の更新の有無・回数)

雇用契約期間の定めの有無	
定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある
1か月未満 (A2)	1か月以上3か月未満 (A2)
3か月以上6か月未満 (A2)	6か月以上1年未満 (A2)
1年以上3年未満 (A2)	3年以上5年未満 (A2)
5年以上 (A2)	期間がわからない (A2)

雇用契約の更新の有無・回数	
ない (A2)	ある (A2)
更新回数 1回 2回 3回 4回 5回以上 (A2)	

削除

ウ これについては、第Ⅰ期基本計画における指摘を踏まえ、有期雇用契約の実態把握のために追加された調査事項であるが、その利用状況等を踏まえ、報告者負担の軽減を図る観点から削除するものであり、おおむね適当であると考えているが、結果の利活用面で大きな支障がないかどうか、念のため確認する必要がある。

(論点)

(a) 今回、削除する調査項目について、その利用状況と利活用者への影響をどのように評価しているのか。

3 調査票様式の変更

(変更内容)

単票形式から冊子型調査票（A3判二つ折り2枚重ね）への変更

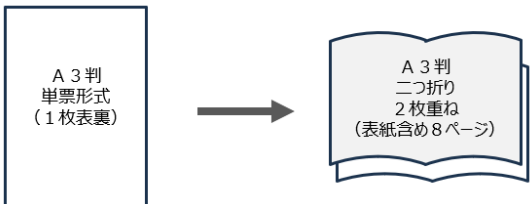
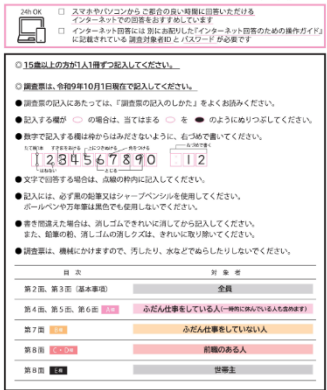
(審査状況)

ア 本調査では、前回調査まで単票形式（A3判1枚表裏）の調査票が用いられていたが、報告者、地方公共団体等から、文字の読みにくさやレイアウトの圧迫感について指摘がなされていた。

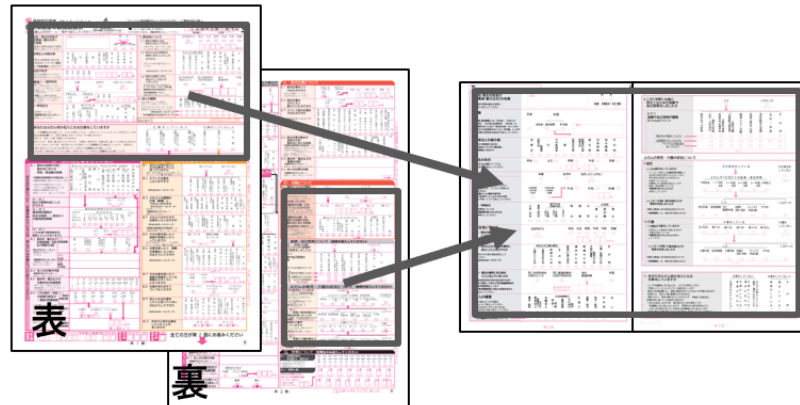
イ これらの指摘を踏まえ、本件申請では、文字の視認性及び報告者の記入のしやすさの向上を図るため、文字の拡大、行間の拡張、設問の配置の見直し等を行うことを計画している。また、これらの見直しに伴い、調査票を冊子型（A3判二つ折り2枚重ね、表紙を含め計8ページ）に変更することを計画している。

調査票の主な変更内容については、図表5のとおり。

図表5 調査票の主な変更内容

冊子型調査票へ変更	 ページを増やした分、文字を大きくする・行間を広げるなど、文字の視認性及び記入のしやすさを向上させるための変更を行う
第1面に注意事項等をより丁寧に記載	 オンライン回答の推進や注意事項、調査票の構成について、より丁寧に記載

全ての人が回答する事項を見開きにまとめる等のレイアウト変更



記入を進める中で、回答者が迷わないよう、分岐等をより分かりやすく案内

※ 上記のほかに、細かいレイアウト修正や、設問への注意書きの追加等を行う。

ウ これについては、報告者の負担軽減に資するものであることから、適当であると考え
るものの、レイアウト変更に伴う調査実施者への影響について、念のため確認する必要
がある。

(論点)

(a) 調査票様式を大幅に変更したことにより、調査員による配布・回収事務や、審査を行
う市区町村の事務に何らかの影響が生じる可能性はあるか。影響が生じる場合、どの
ような対応策を想定しているか。

(b) 紙の調査票の改善に加えて、オンライン回答を推進することも、報告者や地方公共
団体の負担軽減の観点から重要と考えるが、今回、どのような方策を講じることを検討
しているのか。

4 集計事項の変更

(変更内容)

調査事項の変更や利活用状況等を踏まえ、集計事項を見直し

(審査状況)

ア 本件申請では、集計事項について、上記2の調査事項の変更や、利活用状況等を踏まえ、主に以下のような見直しを行うことを計画している。

- ・ 調査事項に「国籍」、「副業として雇われている事業所の数」を追加、「雇用契約の更新の有無・回数」を削除することに伴い、結果表を追加・削除する。
- ・ 前回調査で参考表として集計していた職業訓練・自己啓発に関する統計表について、リスキリング等への関心が高まっていることから、今回調査から本集計として追加する。
- ・ 世帯分布による就業構造に係る集計において、夫婦それぞれの就業状態と所得との関係をより詳細に分析できるようにするため、有業者をさらにその従業上の地位・雇用形態まで集計するよう変更する。また、母子世帯、父子世帯における母親又は父親本人の所得と、年齢、従業上の地位・雇用形態や子供の数等子育ての状況との関係を分析できるようにするため、結果表を追加する。
- ・ フリーランスに関して、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の定義を踏まえた集計も行う（既存の分類事項「従業上の地位・雇用形態」において「会社などの役員」のうち「役員・職員が他にいない役員」等を追加で表章する）。

※ フリーランスの集計に関して、詳しくは13ページの「過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況（1）フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施」に記載

イ これらの変更については、調査事項の変更や結果表の利活用状況を踏まえ、精査を行ったものであり、調査事項がもれなく集計事項に使われていることから、適当であるとする。

(論点)

なし

過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回諮問時の答申（令和3年12月24日付け統計委第21号）において、以下の（１）、（２）の検討課題が指摘されている。

（１）フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施

（課題の要旨）

フリーランスについては様々な定義が見られ、今回準拠する公的な定義についても、今後変更されていく可能性がある。については、フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。

また、今回、調査事項として具体化されていないスキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討すること。

（課題が付された背景とその後の状況変化）

働き方改革の一連の動きを踏まえ、前回調査から、フリーランスとして働いている者の数を把握するための調査事項及び集計事項の変更が行われた。前回諮問時には、フリーランスに関して法令上の明確な定義がなかったことから、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日（令和8年1月1日改定）公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省。以下「ガイドライン」という。）における定義「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」に準拠し、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者」をフリーランスとして調査・集計することとなった。

しかしながら、フリーランスの公的な定義については、法制度の整備も含め、将来的に変更される可能性があることから、本調査において、定義の変化を踏まえた適切な集計が行われるよう、動向を注視することも含めて課題が付されたものである。

また、ガイドラインにおける定義のうち、「スキル等の活用」については、おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行われていると考えられることから、具体的な調査事項は設けなかったところ、答申においては、引き続き調査事項としての設定の必要性について検討することが求められたものである。

前回調査実施後、フリーランスに関する法整備が進み、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「取引適正化法」という。）が制定された。取引適正化法では、フリーランス（特定受託事業者）について、以下のとおり定義されており、ガイドラインにおける定義とは異なり、実店舗の有無に関する要件は特に設定されていない。

◆特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- | |
|---|
| 一 個人であって、従業員を使用しないもの |
| 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの |

取引適正化法は、フリーランスが企業などの事業者から業務委託を受ける場合に限定して、その取引の適正化や就業環境の整備を目的として定められたものである。一方、ガイドラインは、業務委託に限らずフリーランスと事業者が取引する際の留意点を整理したものであり、現在も有効なものとして扱われている（ガイドラインにおけるフリーランスの定義については、前回調査時から特に変更されていない。）。

（審査状況）

ア 上記の課題への総務省統計局の対応は、以下のとおりである。

令和４年調査におけるフリーランスの定義として準拠している「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和３年３月２６日（令和８年１月１日改定）公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）の定義に沿って実施された内閣官房による統一調査の結果と令和４年就業構造基本調査の結果を比較すると、フリーランスの数は近似しており、就業構造基本調査において定義どおりの把握ができているものと判断した。したがって、令和９年調査においても同様の定義により調査を実施し、集計することとする。

加えて、令和４年調査実施後の動きとして、フリーランスに関する法律等の整備が進み、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第２５号）（いわゆる「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が制定された。同法では、フリーランス（特定受託事業者）の定義について、ガイドラインとは若干異なる定義となっている。そこで、同法に基づくフリーランスの数の集計も行うことができるよう集計区分を細分化する。

以上のとおり令和４年調査における定義の妥当性を確認し、令和９年調査でも同様の定義での集計を行うとともに、新たに整備された法律に基づく定義での集計も可能となるよう集計区分を見直すこととしたい。

なお、スキル等の活用については、令和４年調査において、おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っているものと整理し、具体的な調査事項は設けなかったところ、上述のとおり結果から定義どおりの把握ができているものと判断し、今回も同様の整理として調査事項を設けることは見送る。

イ これらの総務省統計局の対応については、令和４年調査において用いたフリーランスの定義による集計を継続するとともに、取引適正化法の制定を踏まえ、新たな定義に基づく集計にも対応するものであり、おおむね適当である。

一方で、二つの定義に基づく集計結果の具体的な公表方法について確認する必要がある。

ウ また、スキル等の活用についての調査事項の設定の見送りについては、本調査において把握する必要性が大きいものと考えられることから、総務省統計局の検討結果は適当と考える。

(論点)

(a) 令和9年調査では、令和4年調査と同様の定義による集計に加え、取引適正化法の制定を踏まえた定義による集計も行うこととしているが、それぞれどのような集計結果の公表を予定しているのか。また、両者の関係について利用者にどのように示すこととしているのか。あわせて、同法におけるフリーランスの定義との関係をどのように整理しているのか。

(2) 郵送提出の導入による影響の検証

(課題の要旨)

今回の変更により導入される調査票の郵送提出は、報告者や調査員にとって一定の長所がある一方で、調査員が調査票を取集する場合やオンライン回答の場合に比して、調査票の未記入や誤記入が増加することが懸念される。

ついては、令和4年調査の実施後、調査票の提出方法ごとに調査票の記入状況について検証し、郵送提出の導入による影響を確認すること。

(課題が付された背景)

昼間不在世帯やオートロックマンションの増加、コロナウイルスの流行などの統計調査環境等の変化を踏まえ、前回調査から、従前の調査員回収・オンライン回答に加えて、郵送による回答を導入することとなった。一方で、郵送提出については、調査票の未記入や誤記入といった問題が増加することが懸念されることから、調査票の記入状況について分析・検証するよう課題が付されたものである。

(審査状況)

ア 上記の課題への総務省統計局の対応は以下のとおりである。

令和4年調査における回答者に占める提出方法別の割合をみると、コロナ禍において非接触型の郵送提出を認めた影響もあり、郵送提出が60%以上となった。一方、市区町村の審査における調査票の補筆・訂正率をみたところ、調査員への提出と比較して、郵送提出の方が補筆・訂正率が高い状況となっていた。

前回調査における回答方法別の状況

	調査員への提出 (封入提出を含む。)	郵送	オンライン
回答者に占める割合	12.3%	61.8%	26.0%
市区町村の審査における 調査票の補筆・訂正率	31.2%	34.5%	—

令和4年調査時はコロナ禍の影響もあり調査書類配布当初から返信用封筒を配布し郵送提出を認めていたが、郵送提出は未記入や誤記入が多く、結果的に、市区町村の審査段階における補筆・訂正率が高くなる傾向がみられた。市区町村における補筆・訂正は行われたものの、結果精度への影響が一定程度見られ、市区町村の審査業務の負担軽減と結果精度の向上を考慮する必要がある。

そこで、令和9年調査では、オンライン回答を推奨しながら、オンライン回答が困難である場合は調査員へ提出することを基本とする方法へ変更する。ただし、昨今の昼間の不在世帯の増加や訪問者への警戒感が増す状況下で、期限内に回収がかなわない世帯に対しては督促時に返信用封筒を配布するなど場面を限って郵送提出を認めることとする。

イ 調査員が報告者に接触する形のみによる調査の継続が困難な社会的状況になっている中、郵送提出を、調査方法の一つとして用いざるを得ない状況にあることは否定できない。

一方で、令和4年調査における提出方法ごとの記入状況を検証した結果、郵送提出については、市区町村による補筆・訂正率が相対的に高く、市区町村職員における事務負担の軽減や調査の効率化につながっていない傾向が確認された。

このことを踏まえ、統計局としては、これまで以上に、オンライン回答を推奨しつつ、郵送提出は場面を限って可能とする方法に変更することとしており、回答内容の正確性の向上と市区町村の事務負担軽減の観点から、その方向性については是認されるものとする。

(論点)

なし